

公開講座

「潜水事故での医療用酸素の使用について」を開催

医療機関で日常的に使用されている医療用酸素は、医薬品の1つとして複数の法的規制を受けています。さらに、その使用に際しては医師、歯科医師と看護師に限られています。酸素の可燃性による火災に加えて、高い圧力の酸素ポンベの破損は爆発事故を起こす危険性があり、さらに医薬品としての副作用の懸念もあるからです。

一方で、水難事故のなかで潜水（ダイビング）ないし潜函作業でみられる減圧障害の初期対応には酸素が最も有効です。早急な酸素吸入は重症例を含めた95%に症状悪化の防止が可能と報告されています。さらに数時間の酸素吸入では理論的に副作用は生じないことから、緊急時の酸素使用を非医療者にも可能とする素案を厚生労働省に受領してもらいました（2016年5月27日）。これは厚労省が法解釈改正で新たな見解を示したこととなりますが、2人の衆議員議員（比嘉奈津美、大見正）による医学会を含めた関係団体と厚労省との度重なる折衝が大きく影響しています

http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/sga/PublicInformation/OxygenForEmergencyUse_161111.pdf。

12月10日開催（場所：医学部臨床講義棟）の公開講座は厚労省の新見解から2回目となりますが、潜水（ダイビング）を業務とする方々を対象としたもので、具体的な酸素使用の実際と現場の対応が議論になりました。この講習は厚労省から示された酸素使用での教育と訓練の一環となりますが、潜水・潜函作業に携わる方々には免責事項として「酸素供給法、酸素救急法」等の習得が努力義務として示されているからです

<http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/sga/PublicInformation/OxygenForEmergencyUse.pdf>）。この法解釈の改正によって、水難事故の際の対処が様変わりしていると聞いていますが、当院の公開講座が酸素講習の1つのモデルとして全国に広がり、さらに水難事故防止にもつながることを期待したいと思います。

高気圧治療部 合志清隆
国際潜水教育科学研究所 村田幸雄

